

今後の審議方法について

津市健康福祉部こども家庭課

平成26年2月20日

1 部会の設置について

津市子ども・子育て支援事業計画の策定等にあたり、保育・教育、地域子ども・子育て支援事業の2分野に分けて専門的にご審議いただくため、部会を設置する。

津市子ども・子育て会議条例（抜粋）

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

2 部会の種類と主な所掌事業

(1) 「保育・教育部会」

ア 子ども・子育て支援給付

(ア) 施設型給付

○保育所（児童福祉法）（定員20人以上）

○幼稚園（学校教育法）

○認定こども園（認定こども園法）

(イ) 地域型保育給付

○小規模保育（定員6-19人）

○家庭的保育（定員5人以下）

○事業所内保育 など

イ 事業計画における必須記載事項

・教育・保育提供区域の設定

・各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を設定

・実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定

・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

ウ 事業計画における任意記載事項

・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(2) 「子育て支援部会」

ア 地域子ども・子育て支援事業

・放課後児童クラブ

- ・利用者支援事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・一時預かり事業
 - ・延長保育事業
 - ・病児・病後児保育事業
 - ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業
 - ・子育て支援短期支援事業など
- イ 事業計画における必須記載事項
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ウ 事業計画における任意記載事項
- ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

3 部会の委員

- (1) 各部会の委員の人数は9名程度とする。
- (2) 「保育・教育部会」、「子育て支援部会」に部会長を置く。
- (3) 「保育・教育部会」の部会長には津市子ども・子育て会議会長を、「子育て支援部会」の部会長には津市子ども・子育て会議副会長を充てる。
- (4) 部会の委員構成は、各委員の希望に基づき決定する。ただし、必要な場合は専門分野等を勘案し事務局が調整するものとする。

4 その他

- (1) 部会の会議は、原則公開とする。
- (2) 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は部会長の決するところによる。
- (3) 部会長が欠けたときは、代理者が職務を代理する。
- (4) 部会に必要ながあると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。